

(回答様式)

(公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 県央支部、
神奈川県宅建政治連盟 県央地区連盟)

(要望)

9 生活保護受給者の家賃扶助・残置動産について(新規要望事項)

- ① 住宅扶助費(家賃)の代理納付が停止される際、賃貸借契約の実情に合わせた1ヶ月以上前の事前連絡または連絡後1ヶ月分の賃料の納付を要望いたします。

生活保護受給停止や入院等により家賃の代理納付が停止される際、連絡が無いまたは停止後の連絡となっており、さらに返還要請を受ける場合があり、一般の賃貸借契約の実情とかけ離れた対応を余儀なく行われていることから、貸主が「今後は生活保護者に対し貸さない」という形になり、生活保護者に対する住居の確保が難しくなる問題が発生しておりますので、対応をお願いいたします。

- ② 生活保護受給者が行方不明または死亡した場合の動産処分を要望いたします。

生活保護受給者が行方不明または死亡した場合、居室内に動産が取り残されてしまい、その処分を行って頂ける場合と頂けない場合が存在しています。その差異について基準があれば事前に開示をお願いいたします。

(回答 福祉子どもみらい局)

- ① 生活保護の変更又は停止、廃止は、その事由が確定した後に決定を行う必要があるため、やむなく住宅扶助等の過払いが生じることもあり、そのような場合には返還をお願いすることになります。代理納付が停止になる場合には、できるだけ早く代理納付の受領者に連絡をするよう、会議等を通じて各福祉事務所に周知してまいります。
- ② 単身の生活保護受給者が行方不明または死亡した場合、現行制度では居室内の家財処分費用を支給することができないため、特例的に最低限度の家財処分費用を支給できるよう、国に対して実施要領の改正を要望しております。

10 厚木・愛川・津久井線の渋滞緩和策について(継続要望事項)

県道65号の愛川町内の交差点(桜台・陸運支局入口・一本松・中津電話局前・中津・愛川郵便局入口)特に一本松交差点について、付加車線化を要望いたします。

右折車両が原因(ボトルネック)による渋滞が発生し、円滑な交通が妨げられています。昨年度も要望し、「箕輪交差点から桜台交差点まで、計7箇所の交差点付加車線化について愛川町からも「神奈川県町村会等を通じて、県に整備要請を行っている」とご回答頂いておりますが、進捗しておりません。

渋滞を避ける車両が生活道路を通行することによる交通事故も発生しており、県民・町民の安全と円滑な交通のため、対応をお願いいたします。

(回答 県土整備局)

「桜台」、「陸運支局入口」、「中津電話局前T字路」、「中津」及び「愛川郵便局入口」交差点については、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを見ながら検討してまいります。

「一本松」交差点については、これまでに現地測量や交差点詳細設計などを実施したところですが、当該箇所は、町道が交差する交差点であり、工事着手については、引き続き、町と連携して検討してまいります。

11 水道加入金の撤廃、撤廃について(継続要望事項)

水道加入金制度について継続して撤廃、減額等を要望いたします。

昨年度も要望し、加入金制度を含めた料金体系のあり方をご検討くださるとの回答を頂いておりますが、本年度も重ねて継続要望させて頂くと共に、昨年度の検討内容等のご公表をお願いいたします。

(回答 企業庁)

水道利用加入金制度は、水源開発費用と、設備投資に関連する費用について、新旧利用者間の負担の公平を図るとともに、水道料金の高額化を抑制する目的で、昭和48年に導入したものです。

企業庁が設置した「神奈川県営水道懇話会」から令和3年9月に提出された意見書「これからの時代に相応しい料金体系のあり方について」では、水道利用加入金について、廃止を含めた抜本的な見直しの必要性に言及しつつ、最後の水源開発となった宮ヶ瀬ダム等に係る企業債の元利償還が継続している間は、継続もやむを得ないとの意見が出されています。なお、この意見書は県のホームページでも公表していますので、詳しくはそちらをご覧ください。できれば幸いです。

(https://www.pref.kanagawa.jp/documents/9723/02_konwakai_ikensyo_zentai0.pdf)

企業庁では、令和4年3月に「神奈川県営水道事業審議会」を設置し、水道施設整備と水道料金のあり方について諮問したところです。水道利用加入金についても検討の対象となっており、令和5年の年内に答申をいただく予定としております。企業庁としましては、審議会での議論を踏まえ、近隣の水道事業体の状況も考慮しながら、今後の水道利用加入金の在り方を検討してまいります。

12 不動産取得税軽減について(継続要望事項)

不動産業者が中古住宅等の流通を目的とした取引(商品不動産)時の不動産取得税について、商品自動車同様に商品不動産について軽減を要望いたします。

昨年度も要望し、国と総合的に協議するとのことをご回答を頂いておりますが、本年度も重ねて継続要望させて頂くと共に、昨年度の検討内容等のご公表をお願いいたします。

(回答 総務局)

不動産取得税は、不動産の所有権の取得という行為自体に着目して課税する流通税の性格を有しており、取得の原因や形式にかかわらず、不動産の所有権の取得があった場合に課税されます。

そうした中、自己居住用の中古住宅の取得については、昭和55年から、良質な住宅への住み替え促進による居住水準の向上などのために、不動産取得税の軽減措置が設けられています。

また、宅地建物取引業者の中古住宅の取得については、平成27年から、中古住宅流通、リフォーム市場の環境整備の推進による国民の住生活の向上などのために、不動産取得税の軽減措置が設けられており、平成30年には、その範囲が拡充されました。

御要望の点については、令和4年度の予算に係る御要望に対して回答しましたとおり、こうした軽減措置の趣旨を踏まえ、不動産取得税を含む住宅税制全体の議論の中で、国において、総合的に検討されるべき問題であると考えます。

13 文化財保護法について(継続要望事項)

開発事業等の事業者に対し、その経費負担による記録保存のための調査の実施を求める「埋蔵文化財の保護と円滑化等について(平成10年9月29日付文化庁次長通知)」によりその費用負担を開発事業等の事業者が負担するとなっておりますが、その負担の撤廃を要望いたします。

(回答 教育局)

埋蔵文化財発掘調査に係る事業者負担の軽減については、文化財補助事業の拡充を、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き国に対して要望してまいります。